

4 研究ノート

古代のウとウカイの用字

森田克行

はじめに

かねてより古代における畿内地域、とりわけ淀川流域の鵜飼儀礼の復元について、考古学的な考察を進めてきた。すでに研究の一端は公表もしてきた⁽¹⁾ところであるが、その過程において、日本列島与中国大陸での鵜飼に関する史料を涉猟した。とはいっても、古代から現在にいたる資料は厖大な量にのぼることから、小稿においては、およそ古代⁽²⁾に限定するなかで、関連文献を収載⁽³⁾し、あわせて彼此のウとウカイの用字について、いささかの整理をおこなうこととした。

1. 文献の集成

集成にあたって、中国では先行研究を参考に小稿の論述に不可欠な史料を中心に10書、日本については、管見の22書をほぼ編纂順に配列し、都合59資料を掲載した。各資料とも、ウとウカイの記述部分を中心に抜き書きしたが、なかにはウ・ウカイから派生した考えられる人名・地名など、直接ウカイに関わらないものも、用例検討の観点から採録した。また、できる限り原文を載せたが、日本の詩歌・物語の類については訓み下し文を掲げた。ただし、ウとウカイの字句が訓み下し文と原文とで異なる場合は、()内に原文の文字を表記した。

中 国

1 『爾雅』 前漢初期 (紀元前2世紀前後) [ウを記録した最古の字典]

釋鳥：鷗，諸雉

釋鳥：鷺鵠

2 『說文解字』 四篇上 鳥部 許慎撰 永元二年(100) [ウ字を記し、鳴き声を評す]

鷗，鷗鵠也 从鳥慮聲

鷺，鷗鵠也 从鳥茲聲

3 『爾雅注』 郭璞 3世紀末~4世紀前半 [ウ字の呼称及び形態的特徴や食性を注釈]

鷗鵠 鷗鵠也 嘴角曲如鉤食魚

4 『後漢書』 卷六十上 馬融伝 沈暉撰 432年頃 [さまざまな水鳥を表示するなかでのウ字]

水禽鴻鵠 鴛鴦鷗鷺 鶴鵠鷗鵠 鷺鷺鷺鷺 乃安斯寢 戢翮其涯

5 『隋書』 東夷伝倭国条 魏徵撰 636年 [世界最古のウ使い(鵜飼)漁の記録、かつ倭国での事例]

氣候溫暖 草木冬青 土地膏腴 水多陸少 以小環挂鷗鵠項 令入水捕魚 日得百餘頭

6 『一切經音義』 卷二十 玄応撰 貞觀末期(627~650) [漢語の注釈書で、ウの性状を記す]

鷗鵠 上郎都反 下才資反 説文水鳥也 蒼頡篇 鷗鵠似鶴而黑也

7 『後漢書注』 馬融伝 李賢 7世紀後半 [ウの生態にかかる伝承記録]

鷗，鷗鵠也 楊孚異物志云：「能沒於深水 取魚而食之 不生卵而孕雛於池澤間 既胎而又吐生 多者生八九 少生五六 相連而出 若絲緒焉 水鳥而巢高樹之上」

8 『三絶句』 二 杜甫 8世紀 [ウを詠み込んだ詩の一例]

門外鷗鵠去一作久不來 沙頭忽見眼相猜 自今已後知人意 一日須來一百回

9『清異錄』陶穀 10世紀 [中國内でのウカイ漁の実際を記述した最古の文献]

「畜鷓鴣於家」「小舟即納膾場」

10『太平御覽』李昉等撰 977~983年 [降雨祈祷に際して白いウの靈験を記す]

唐書曰貞元十三年四月上 以自春已來時雨未降正陽之月可行雩 祀遂幸興慶宮龍堂兆庶祈祷忽有白鷓鴣沉浮水際羣類翼從其後 左右侍衛者 咸驚異之俄然莫知所往 方悟竜神之變化 遂相率蹈舞稱慶 至丑果大雨遠近滂沱 於是宰臣等上表陳賀

日本

11『古事記』国譏り [ウの靈力を表す神話]

獻天御饗之時 祈白而 榆八玉神化鷄 入海底 昨出底之波迹 此二字以音 作天八十毘良迦此三字 以音 而鎌海布之柄

12『古事記』鷄草葺不合命(1) [ウの靈力を表す神話とウ草葺不合命の誕生]

於是海神之女豊玉毘売命 自參出自白之 妾已妊身 今臨產時 此念 天神之御子 不可生海原 故參出到也 爾即於其海辺波限 以鷄羽為葺草 造産殿 於是其產殿 未葺合 不忍御腹之急 故入坐產殿 爾將方產之時 白其日子言 凡他國人者臨產時 以本国之形產生 故 妾今以本身為產 願勿見妾 於是思奇其言 窃伺其方產者 化八尋和迹而 匍匐委蛇 即見驚畏而遁退 爾豊玉毘売命 知其伺見之事 以為心恥 乃生置其御子而白 妾恒通海道欲往来 然伺見吾形 是甚小乍之 即塞海坂而返入 是以 名其所產之御子 謂天津日高日子波限建鷄草葺不合命

13『古事記』鷄草葺不合命(2) [神武天皇の父としてのウ草葺不合命]

是天津日高日子波限建鷄草葺不合命 娶其姨玉依毘売命 生御子名 五瀬命 次稻冰命 次御毛沼命 次若御毛沼命 亦名豊御毛沼命 亦名神倭伊波礼毘古命

14『古事記』神武天皇段(1) [阿陀のウカイ集団]

故隨其教覺 從其八咫烏之後幸行者 吉野河尻時 作筌有取魚人 爾天神御子 問汝者誰也 答曰僕者國神 名謂贊持之子 此者阿陀之鷄養之祖

15『古事記』神武天皇段(2) [戦闘との関わりで天皇直属の軍事力としてのウカイ集団]

擊兄師木・弟師木之時 御軍暫疲。爾歌曰 「多、那米豆 伊那佐能夜麻能 許能麻用母 伊由岐麻毛良比 多多加閉婆 和礼波夜惠奴 志麻都登理 宇加比賀登母 伊麻須氣爾許泥」

16『古事記』崇神天皇段 [樟葉とウ河(淀川)の起源譚]

於到山代之和訶羅河時 其建波迹安王興軍待遮 各中挾河而 対立相挑 故 号其地謂伊杼美 今謂伊豆美也 爾 日子國夫玖命乞 云其廂人 先忌矢可彈 爾其建波迹安王 雖射不得中 於是 國夫玖命彈矢者 即射建波迹安王而死 故其軍悉破而逃散 爾追迫其逃軍 到久須婆之度時 皆被迫窘而屎出懸於禪 故号其地謂屎禪 今者謂久須婆 又 遮其逃軍以斬者 如鷄浮於河 故号其河謂鷄河也

17『日本書紀』卷二神代下第十段本文 [ウの靈力を表す神話とウ草葺不合尊の誕生]

今既辱之 將何以結親昵之情乎 乃以草裏兒棄之海邊閉海途而徑去矣 故因以名兒曰彦波瀬武鷄鷄草葺不合尊

18『日本書紀』卷二神代下第十段一書第一 [17の異伝のひとつ]

所以兒名稱彥波瀬武鷦鷯草葺不合尊者 以彼海濱產屋全用鷦鷯羽爲草葺之 而甍未合時兒即生焉 故因以名焉

19『日本書紀』卷二神代下第十段一書第三 [17の異伝のひとつ]

即以鷦鷯之羽葺爲產屋 (略) 對曰 宜號彥波瀬武鷦鷯草葺不合尊

20『日本書紀』卷二神代下第十一段本文 [神武天皇の父としてのウ草葺不合尊]

彥波瀬武鷦鷯草葺不合尊 以其姨玉依姫爲妃 生彦五瀬命 次稻飯命 次三毛入野命 次神日本磐余彥尊 凡生四男 久之彥波瀬武鷦鷯草葺不合尊崩於西洲之宮 因葬日向吾平山上陵

21『日本書紀』神武天皇即位前紀 [天皇に貢献する吉野の阿太ウカイ部]

及縁水西行 亦有作梁取魚者 天皇問之 對曰 臣是苞苴擔之子 此則阿太養鷦鷯部始祖也

22『日本書紀』崇神六十年七月条 [出雲大明神の神宝を徵された時のウ濡渟の言動]

其弟飯入根則被皇命 以神寶付弟甘美韓日狹與子鷦鷯渟而貢上 (略) 鷦鷯渟 參向朝廷曲奏其狀

23『日本書紀』雄略三年四月条 [廬城河のウカイに事寄せた打殺事件]

阿閑臣國見 譜榜幡皇女與湯人廬城部連武彦曰「武彦汙皇女而使任身」武彦之父枳菖喻 聞此流言 恐禍及身 誘率武彦於廬城河 假使鷦鷯沒水捕魚 因其不意而打殺之

24『日本書紀』敏達天皇五年三月条 [敏達の皇女としてのウ守皇女]

詔立豐御食炊屋姫尊爲皇后 是生二男 五女 (略) 其四曰鷦鷯守皇女 <更名輕守皇女>

25『日本書紀』天智天皇七年二月条 [天智の第二女としてのウ野皇女]

遂納四嬪 有蘇我山田石川麻呂大臣女 曰遠智娘 <或本云美濃津子娘> 生一男 二女 其一曰大田皇女 其二曰鷦鷯皇女

26『日本書紀』持統天皇即位前紀 [ウ野讚良皇女が天皇に即位]

高天原廣野姫天皇 少名鷦鷯讚良皇女 天命開別天皇第二女也 母曰遠智娘

27『万葉集』卷一 持統天皇吉野行幸時の柿本人麻呂が詠める歌(38) 持統十一年(697) [吉野のウ使い漁]

やすみしし わが大君 神ながら 神さびせすと 吉野川 激つ河内に 高殿を 高知りまして 登り立ち 国見をせせば 疊はる 青垣山 山神の 奉る御調と 春へは 花かざし持ち 秋立てば 黄葉かざせり 逝き副ふ 川の神も 大御食に 仕へ奉ると 上つ瀬に 鶴川を立ち 下つ瀬に 小網さし渡す 山川も 依りて奉れる 神の御代かも

28『万葉集』卷一三 挽歌(3330) [初瀬川のウ使い漁]

隠口の 泊瀬の川の 上つ瀬に 鶴を八頭潜け 下つ瀬に 鶴を八頭潜け 上つ瀬の 年魚を食わしめ 下つ瀬の 年魚を食わしめ 麗し妹に 鮎を取らむと 麗し妹に 鮎を取らむと 投ぐる箭の遠離り居て 思ふそら 安からなくに 嘆くそら 安からなくに 衣こそば それ破れぬれば 繼ぎつつも またも合ふと言へ 玉こそば それ破れぬれば 繼ぎつつも またも合ふと言へ 玉こそば 緒の絶えぬれば 括りつつ またも合ふと言へ またも逢わぬは 妻にしありけり

29『万葉集』卷十七 布施の水海に遊覧する賦一首 大伴家持(3991) [宇奈比川のウ使い漁]

物部の 八十伴の緒の 思ふどち 心遣らむと 馬並めて うちくらぶりの 白波の 荒磯に寄する瀧峪の 崎徘徊り 松田江の 長濱過ぎて 宇奈比川 清き瀬ごとに 鶴川(宇加波)立ち か行きかく行き 見つれども そこも飽かにと 布施の海に 船浮け据えて 沖へ漕ぎ 邊に漕ぎみれば渚には あぢ群騒ぎ 島廻には 木末花咲き 許多も 見の清やけきか 玉匣 二上山に 延ぶ葦の

行きは別れず あり通ひ いや毎年に 思うどち かくし遊ばむ 今も見るごと

30『万葉集』卷十七 放逸せる鷹を思ひて 夢に見て感びて作る歌一首 大伴家持(4011) [越でのウカイ]
大君の 遠の朝廷そ み雪降る 越と名に負へる 天離る 鄙にしあれば 山高み 川雄大し 野を
廣み 草こそ繁き 鮎走る 夏の盛りと 島つ鳥 鶴養が伴は 行く川の 清き瀬ごとに 篛さし
なづさい上る(略)

31『万葉集』卷十七 婦負郡の宇佐加河の邊にして作る歌一首 大伴家持(4022) [ウ佐加河]
鶴坂川(宇佐加河) 渡る瀬多み この吾が馬の 足搔きの水に 衣濡れにけり

32『万葉集』卷十七 鶴(鶴)を潜くる人を見て作る歌一首 大伴家持(4023) [婦負川のウ使い漁]
婦負川の 早き瀬ごとに 篛さし 八十伴の男は 鶴川(宇加波)立ちけり

33『万葉集』卷十九 鶴を潜くる謡一首短歌を并せたり 大伴家持(4156) [辟田川のウとウカイ]
あらたまの 年ゆき更り 春されば 花のみにはふ あしひきの 山下響み 落ちたぎち 流る辟田
の 川の瀬に 年魚児さ走る 島つ鳥 鶴飼(鶴養)ともなへ 篛さし なづさひ行けば 吾妹子が
かたみがてらと 紅の 八しほに染めて おこせたる 衣の裾も とほりて濡れぬ
毎年に 鮎し走らば 辟田川 鶴八頭潜づけて 川瀬尋ねむ(4158)

34『万葉集』卷十九 水鳥を越前判官大伴宿禰池主に贈る歌一首短歌を并せたり 大伴家持(4189)
天離る 鄙としあれば そこここも 同じ心ぞ 家離り 年の経ゆけば うつせみは 物思ひ繁し そ
こゆゑに 心なぐさに 霽公鳥 鳴く初声を 橋の 玉にあへ貫き かづらきて 遊ばむはしも 大
夫を 伴なへ立てて 叔羅川 なづさひ上り 平瀬には 小網さし渡し 早き瀬に 鶴(水鳥)を潜けつつ
月に日に しかし遊ばね 愛しき我が背子
叔羅川 瀬を尋ねつつ 我が背子は 鶴川(宇加波)立たさね 心なぐさに(4190)
鶴川(鶴河)立ち 取らさむ 鮎のしがはたは 我れにかき向け 思ひし思はば(4191)

35『美濃国各務郡中里戸籍』大宝二年(702) 正倉院文書 [ウカイ部の戸籍]

下政戸酒人部意比戸口八	正丁二	小字三	正女三
兵士二	并五		
下々戸主意比	年冊七	嫡子安麻呂	年冊一
正丁	兵士	次古麻呂	年十五 小字
次兄麻呂	年十	次弟麻呂	年八
寄人若帶部羊賣	年冊二 正女	寄人生部南賣	年冊二 正女
			戸主妻鶴養部目都良賣
			年冊七 正女

36『律論疏集傳等本収納并返送帳』天平十五年(746)五月 正倉院文書 [使となったウカイ子君]

(後筆)以天平十八年六月廿七日返送岡寺上座所 使仕丁鶴甘子君

37『続日本紀』養老五年七月庚午(721.7.25) [元正天皇の徳により、大膳職のウ等を放つ]

詔曰 凡膺靈図 君臨宇内 仁及動植 恩蒙羽毛 故周孔之風 尤先仁愛 李釈之教 深禁殺生 宜
其放鷹司鷹・狗 大膳職鶴鶴 諸國鶴猪 悉放本処 令遂其性 徒今而後 如有応須 先奏其状待
勅 其放鷹司官人 并職長上等且停之

38『続日本紀』天平十七年九月癸酉(745.9.19) [聖武天皇病氣平癒祈願のため官ウを放つ]

天皇不予 (略) 令諸国所有鷹鶴並以放去

39『続日本紀』天平宝字八年十月甲戌(764.10.11) [諸國からのウ等の貢進停止記事]

勅曰 天下諸國 不得養鷹狗及鶴以畋獵 又諸國進御贊雜完魚等類悉停 又中男作物 魚完蒜等類悉
停 以他物替充

- 40『経所併吉祥悔過所上日解案』天平宝字八年正月廿九日(764.1.29)正倉院文書【大伴ウカイらへの糧米】
 (略) 経所解……大伴鶴甘……天平宝字八年八月廿六日……、経所解……大伴鶴養……天平宝字八年九
 月廿五日……、経所解……大伴鶴甘……天平宝字八年七月廿五日……(略)
- 41『越前國司公驗』天平宝字八年二月九日(764.2.9)正倉院文書【間人宿祢ウカイら所有の田地売買記録】
 (略) 是左京六条二坊戸主從七位上間人宿祢鶴甘戸口正八位下間人宿祢鷹養田地併家地今以件買(略)
- 42『日本後紀』延暦二十四年十月庚申(805.10.25)【官ウを盗み配流】
 佐渡國人道公全成 配伊豆國以盜官鶴也
- 43『新撰姓氏録』未定雜姓 和泉国 弘仁六年(815)【和泉国のウカイ部】
 鶴甘部首 武内宿禰男 己西男柄(栖)宿禰之後也
- 44『日本靈異記』中巻 第三十九 弘仁年間【仏教説話の舞台としての遠江国榛原郡ウ田里】
 天平寶字二年戊戌春三月 彼鶴田里 河邊沙之中 有音而曰 取我矣取我矣 于時有僧 経國而行過
 彼 当時取我之曰音 猶不止 僧呼求之 邂逅得聞沙底有音 思埋死人之蘇還也 堀見有藥師佛木
 (略)
- 45『令集解』卷五職員令 宮内省大膳職(868年頃)【雑供戸に編入されたウカイ集団の戸数】
 雜供戸(略)別記云 鶴飼三十七戸 江人八十七戸 網引百五十戸 右三色人等 経年役丁每為品部 免
 調雜徭
- 46『日本三代実録』貞觀十二年二月甲午(870.2.12)【対馬の住人が新羅ヘウ捕りに行き捕縛】
 大宰府言 対馬嶋下縣郡人ト部乙屎麻呂 爲捕鶴鶴鳥 向新羅境 乙屎麿爲新羅國所執 縛囚禁土獄
- 47『日本三代実録』仁和三年五月己亥(887.5.26)【大宰府の官ウの送致を海路から陸路に戻す】
 大宰府年貢鶴鶴鳥 元從陸道進之 中間取海道 以省路次之煩 寄事風浪 屢致違期 今依旧自陸道入
 貢焉
- 48『西宮記』卷十裏書 延喜十三年(913)【供御所での贊人としての「ウカイ」による貢進】
 山城國宇治御網代 每日進鮎魚 葛野河供御所 每日進鮎魚、埴河供御所 每日進鮎魚 同葛野河、
 進鶴事等 鷹飼進雉 自ム月至ム月、近江國御鷹、始自八月一日至五月
 五百、毎日進一翼、他御鷹飼新嘗會并臨時進之、
- 49『延喜式』卷八 神祇八 祝詞 六月月次 延長五年(927)【祝詞にウを詠み込む】
 集侍神主祝部等諸聞食登宣 (略)磐尔常磐尔斎比奉 茂御世尔幸閉奉故 皇吾睦神漏伎命 神漏彌命
 登 鶴自物頸根衝拔豆 皇御孫命乃宇豆(略)
- 50『延喜式』卷十 神祇十 神名下 延長五年(927)【ウの字句を含む式内社】
 越前国今立郡 鶴甘神社、坂井郡 鶴屎神社 越中国婦負郡 鶴坂神社 越後国三嶋郡 鶴川神社
 備中国小田郡 鶴江神社
- 51『延喜式』卷二十二 民部上 延長五年(927)【ウの字句を含む郡名】
 南海道 讚岐国 鶴足郡
- 52『土佐日記』承平五年(935)二月九日【紀賀之一行が淀川右岸のウ土野(鶴殿)に宿泊】
 こよひ宇土野といふ所にとまる
- 53『倭名類聚抄』承平年間(931~937)【ウカイの郷名】
 美濃国 方縣郡 村部 大唐 鶴養 思淡 馬家
- 54『蜻蛉日記』天禄二年(971)【初瀬詣での帰路、宇治院での夜ウカイの情景を記し、詠う】

木暗くなりぬれば、鶴船ども篝火さしともしつつ、ひとかわさいたりき、おかしくみゆることかぎりなし。頭のいたさのまぎれぬれば、端の簾まきあげて、夜中過ぐるまでながむる。

「うえしたと こがるることを たづねれば 胸のほかには 鶴船なりけり」

55『源氏物語』第十八帖「松風」「桂殿での昼ウカイ】

にはかかる御饗応と騒ぎて、鶴飼ども召したるに、海人のさへづり思し出でらる。

56『源氏物語』第三十三帖「藤裏葉」「六条院での昼ウカイ】

東の池に舟ども浮けて、御厨子所の鶴飼の長、院の鶴飼を召し並べて、鶴をおろさせたまへり。小さき鮎ども食ひたり。わざとの御覧とはなけれども、過ぎさせたまふ道の興ばかりになむ。

57『侍中群要』第十 10~11世紀 [ウの上覽等と埴川(高野川)と葛野川(大堰川)のウカイ】

臨時雜事

○御覽鶴事 奏覽解文下給之時被仰可有御覽之由即垂御簾御厨子所鶴飼等著舍人裝束持參瀧口戸於御前
出之入之若鶴飼等不候所衆出納等役之而後召鶴飼分等分給兵衛陣前立胡床藏人出納御厨子預等著之或
只於陣屋座行之上古於進物所樹下給之云々

○進鷹鷹時事 諸國進鷹時奉解文後藏人於右兵衛陣外召鶴飼分給藏人出納居胡床子一本子字無 有御覽時所衆取
鷹籠參御前云々御鷹所衆同持參云々

○御覽諸國貢鶴事 奏解文下給之比被仰可御覽之由先下廂御簾召鶴飼持來時仰便門陣々可入之由令候北廓戸外説云々出羽 隨
召々御前御厨子所鶴飼着舍人裝束持參出之入之了上御簾若無鶴飼者藏人所衆字脫字并出納等持之令覽

○御覽之後給鶴飼事已有先例 出納一人藏人一人預等召鶴飼長等於右兵衛陣前給之上古例於進物所栗木下

○御覽鶴事 奏解文下給之時被仰可御覽之由仍先下廂御簾召鶴之御厨子所鶴飼等着舍人裝束持參御前出
之入之御覽了罷出即上御簾云々若鶴飼等忽不候、出納持參經御覽又不必御覽只令分給御覽了後給鶴飼等
即藏人出納御厨子所預等相率於右兵衛陣前召鶴飼長令頒給藏人以下立胡床着之
或居陣座給之上古於進物所西樹上條作栗木下給付云々年紀久樹枯仆了

○東西宣旨一本鷹 鶴飼事埴川葛野川一條院 御宇之後此事不見 藏人二人東西相分 相率御厨子所預等召供御鶴飼等至河邊行事前日出納等河邊用意
所飼獲之魚早馳使者備供御云々依其遲速東西勅使各稱唯者也

凡此事或及二三夜毎日獻魚後歸參或東河一夜還

58『權記』長保二年(1000)九月二日 [率分の12体のうち5体のみのウの貢進記録]

出羽国年料鶴貢進 藏人所載本解文十二率之中 五率見進 其殘算途中死

59『宇治關白高野山御參詣記』永承三年(1048) [賴通の高野山参詣に隨行するウカイ舟団]

桂鶴飼廿艘、宇治鶴飼十四艘依召候

2. ウとウカイの用字の解説

前項で集成した文献について、中国と日本におけるウとウカイを用字ごとに一覧した(表1・2)。

(1) ウの用字

中国でのウを記録した最古の文献は紀元前に編纂された字典の『爾雅』¹で、ウは鷓や鶴鶩と表記され、『設文解字』²は鷓を鶴鶩とした。『爾雅』を注した郭璞も鶴鶩を鶴鶩と記すなかで、その形態的特徴や食性についても定義している。鷓も鶩も、どちらも黒い鳥をさす言葉で、鶴鶩は同じ意味合いの字を重ねる連文の形式をとっており、中国では珍しくない表字法のひとつである。この鶴鶩の字句は、『隋書』⁵

などの公文をはじめ、杜甫をはじめとする、著名な詩人も詩歌8に詠み込むなど、ウの名称として一般的に使用され、その後も『清異録』9、『太平御覧』10など、ごくふつうに用いられる。宋代以後も鷓鴣はウの通名として頻用されるが、地域によっては水鴉、水老鴉等、さまざまな呼び名がみられる⁽⁴⁾。

日本列島でのウを記した文献については、8世紀以後に編纂された『古事記』、『六国史』、『万葉集』をはじめ、『戸籍』、『延喜式』、『侍中群要』など22書の都合49資料が検索でき、鷄、鷦、水鳥、鶴、宇の五つの用字を確認した。これらはいずれも8世紀の文献に記載されており、とりわけその前半期に編集された『記紀』の用例をみると、『書紀』は鷄9例、鷦は4例で、『古事記』は鶴6例となり、二書での偏在ぶりが際立つ。この明確な用字の差異は、舶載された典籍等を参照しながら漢語をベースに編集された歴史書の『書紀』と、和語での表現を基本とする『古事記』との違いとみられ、まさに両書の編集

世紀	前2	前1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
中國	鷄			説文解字 2								
	鷂 鶴	爾雅 1			爾雅注 3							
	鷦 鶴			説文解字 2	爾雅注 3				隋書 5 一切經音義 6 後漢書・注 7 三絶句 8		清異録 9 太平御覧 10	
	鷦	爾雅 1		説文解字 2			後漢書 4					

表1 中国古代のウの用字例一覧（文献横の数字は集成番号）

世紀	8	9	10
日	鷦 鶴 日本書紀 17~20・23・24 続日本紀 37	日本三代実録 46・47	
	鷦 日本書紀 22・25・26 万葉集 31~34		侍中群要 57
	鶴 古事記 11~13、16 万葉集 27・28 続日本紀 38・39	日本後紀 42 日本靈異記 44	西宮記 48 延喜式 49~51 蜻蛉日記 54 源氏物語 56 侍中群要 57 權記 58
	水鳥 万葉集 34		
	宇 万葉集 29・31・32・34		土佐日記 52
	鷦 日本書紀 21		

世紀	8	9	10
本 ウ カ イ	鷦 萬葉集 33		
	鶴 美濃國戸籍 35 古事記 14 万葉集 30 経所・解案 40		西宮記 48 倭名類聚抄 53
	宇加比 古事記 15		
	鶴 律論疏集傳 -36 経所・解案 40 越前國司公驗 41	新撰姓氏錄 43	延喜式 50
	鷦 飼	令集解 45	源氏物語 55・56 侍中群要 57
	鷦 飼		侍中群要 57

表2 日本古代のウとウカイの用字例一覧（文献横の数字は集成番号。詩歌は原文の用字で数えている）

方針がウ字の用法にも反映したものと考えられる。こうした観点の延長線上で、延暦十六(797)年に完成した『続日本紀』をみると、養老五(721)年の記事37は鷦鷯、天平十七(745)年と天平宝字八(764)年の記事38・39は鶴となっていて、『書紀』と『続日本紀』を一連の歴史書としてとらえると、ウの表示は鷦鷯・鷲から鶴へ変転していったことが窺える。なお「水鳥」、「字」のふたつの字句はもっぱら歌謡32・34に用いられた当て字で、「水鳥」は表意文字であるものの訓みはウ、「字」はまったくの表音文字である。

9・10世紀のウについては、「鷦鷯」が1文献2例、「鷲」が1文献4例なのに対し、「鶴」が8文献の18例で、「鶴」が急激かつ圧倒的に多くなる。この時期の「鷦鷯」の使用例は『日本三代実録』の貞觀十二(870)年と仁和三(887)年の記事46・47だが、どちらも西海道の内政管轄府である大宰府からの進達文が原史料とみられ、その用字については、地理的要因とともに對外交渉にあたっていた太宰府の特殊性によるのかもしれない。また鷲は藏人に関するさまざまな事例を集めた有職故実書の『侍中群要』57にあり、同書の性格から新古の類似文書が並記され、ウについても鷲と鶴が文書ごとに用字の違いが歴然である。具体には鷲字は「進鷲鷹時事」項にのみ集中して認められ、それは一に当該項目が一括された諸文書のなかでも、より古相の文書が記録された結果と思われる。いずれにしても、この時期における鷦鷯と鶴の使用はそれぞれの文献の特段の個別要因があつてのこととみられる。按するに、平安時代以後、ウ字は次第に鶴にシフトし、定着していったとみて過たないのだろう⁽⁵⁾。ちなみに、前代の歌謡にみられた字については、宇土野52が知られる。この宇土野は後世「鶴殿」と史料にあるが、いまのところ、がんらいの「鶴殿」が宇土野と表記されるようになったことを示す史料は確認されていない。

(2) ウカイの用字

ウカイの用字では、あらためて驚き、再確認したのは、古代中国ではウを使った漁業、すなわちウカイ漁を直接示す名詞としての「養鷦鷯」や「養鷦鷯漁」などの文言がみられない⁽⁶⁾ことである。さきの『隋書』倭国伝は世界最古のウカイ漁の記事5と評されているが、それは列島での一連の習俗の記述のなかにある。具体には、頸に紐を結わえたウが魚をとる情景を記録したもので、ウカイそのものを直接的に表現する名辞が記されている訳ではない。これに類する話は、中国本土での最古のウカイ漁の記録とされる10世紀の『清異錄』9も同様で、そこでは家畜化した鷦鷯を漁に使っていることを散文的に述べるにとどまる。

日本列島におけるウカイの用字については、養鷲1例、鷲養1例、鶴養6例、宇加比1例、鶴甘6例、鶴飼17例、鷦鷯1例の7種の用字を14文献で都合33例を抽出できた。ウの場合と同様に、8世紀と9・10世紀の事例とに大別して検討する。まず最古の用例としては大宝二(702)年の美濃国戸籍35の鶴養部があげられ、すでに鶴字が採用されている点は注意されてよい。ついで『記紀』の用字をみると、『書紀』は養鷲の1例、『古事記』は鶴養の1例であり、ウ字にみられた鷲と鶴の取り扱いと同然の用例となっている。ただ興味深いのは養鷲の語句21が、表示法としてはまったくの漢語的表現でありながら、名詞化させていることである。さきにウ字について、中国から直輸入された「鷦鷯」や「鷲」字から「鶴」字へ変遷したと読み解いたが、ウカイについても、漢語的な養鷲から、さきの『戸籍』にみられた鷦鷯部や『万葉集』にある和語としての表現である鷲養、さらに鶴養への変転が推察できる。このうち鷲養と鶴養については、ウカイをさす字句として日本で創案されたことは疑いのないところであり、ウカイの当初の用例とみられる養鷲についても、やはり日本で認められたと考えるのが妥当である。つぎに鶴甘36・40・41については、多分に鶴養から派生したとみられ、宇加比15については、歌謡に表音文字として「字」を用いた経緯と同然のことと考えられる。ところで小稿ではことさら採りあげなかったが、歌

謡にしばしばみられるウカワ(鶴川、宇加波、鷺川)はウカイと同義とされ、『万葉集』においても5例確認されている⁽⁷⁾。越後国の鶴川神社の社名⁵⁰も、こうした背景があつて名付けられたものか。

9・10世紀のウカイ字については、鶴養2文献2例、鶴甘2文献2例、鶴飼3文献17例、鷺飼1文献1例で、鶴字をもちいた用語が圧倒的多数を占めるようになる。鶴養は奈良時代の用字を単に引き継いだものであるが、現在もっとも慣れ親しんでいる「鶴飼」の字句は、じつは平安時代になってようやく登場する。管見においては、『令集解』45に見出された「鶴飼」が最古の確認例であり、これ以後、飼字は急速に普及していく。さきにみた『侍中群要』57でのウカイの用例は、同書におけるウの書き分けと同様に、鷺飼と鶴飼が文書ごとに偏在している。なお、鷺飼の字句はこの1例のみで、文言に鷺を含むことから、一見、古相の用法にみえるが、ウカイの字句に飼を用いる事例が奈良時代にみられないことと、旧来の文書を集成した『侍中群要』の性格を勘案すると、新古の表現法が絢い交ぜになったものと判断され、実態的には平安時代につくられた希少な造語と考えられる。鶴甘は奈良時代以来の名辞であるが、鶴甘(ウカン)神社は当て字のウカイが時間の経過とともに漢字本来の読みとして通用した結果と解せる。

3. ウとウカイの用字の変遷

表3は以上に述べたウとウカイの用字の変遷について、系統図として示したものである。結論的には、下記にあるように日本列島のなかで、鶴と鷺飼の字句に収斂していく経過が読みとれるものとなった。

まず左欄にまとめたウの字句に関しては、6世紀から7世紀にかけて中国から舶載ないし伝聞された各種文献に記載されていたであろう鷺や鷺鷗が、『記紀』や『万葉集』が編集、編纂される過程において、また律令体制が列島に浸透するなかで、さまざまに受け入れられていったことがうかがわれる。鷺や鷺鷗をそのままに採用したのが『日本書紀』の編集姿勢であり、『古事記』『万葉集』については、変質化が著しい。その経過については、表意文字として鷺や鷺鷗、とくに連文としての鷺鷗は、およそ一字一音を原則とする万葉仮名の表記を底流とするなかで、まずは鷺鷗の鷗が除かれて、鷺の一字でウとされた状況がうかがえる。なぜ鷗が削除されたかについては、『爾雅』や『説文解字』にも記されているように、彼の地での用法に倣ったとも考えられるし、なによりも二字で一音表記することを避けようとしたものと思われる。ところで、当時の列島にあってウの表意文字として、なぜ「鶴」字が採用されたのか、その経緯については詳らかでない。

そもそも鶴は、『爾雅』によるとペリカンをさす言葉で、鶴鷗であると解説されている。察するに、この鶴鷗は wū-zhé と発音されていたことから、列島で古来、ウと呼び慣らわされてきた水鳥について、鶴の字をあてたわずかな可能性をとらえたい。要因としては、lú と発音する鷺字が最終的に馴染まないと判断されたのであろう。ようするに列島におけるウを表わす鶴は、表意的には鷺鷗や鷺から派生したとみられる一方で、表音としては漢語の鶴を借字することにより、ウの表意文字として和語の「鶴」に仕立てていったものと推察する。文献を探索する限りにおいては、およそ古代の日本、とりわけ『古事記』や『万葉集』の編集に携わった人々や戸籍の作成にあたる役人らが、律令政府の方針に従い、鶴字を意識的、公的に採用していったものと考えられる。そして、そのことが混乱もなく、また抵抗も感じずに普遍化していったのは、そもそも日本列島にペリカンが生息していなかった⁽⁸⁾ことも与ったに違いない。

つぎに右欄にあるウカイの用字については、ウに鷺ないし鶴を選択的に使用するなかで、カイにはもっぱら養を用い、「養鷺」、「鷺養」、「鶴養」としていた。この三者の相関については、漢語的な「養鷺」

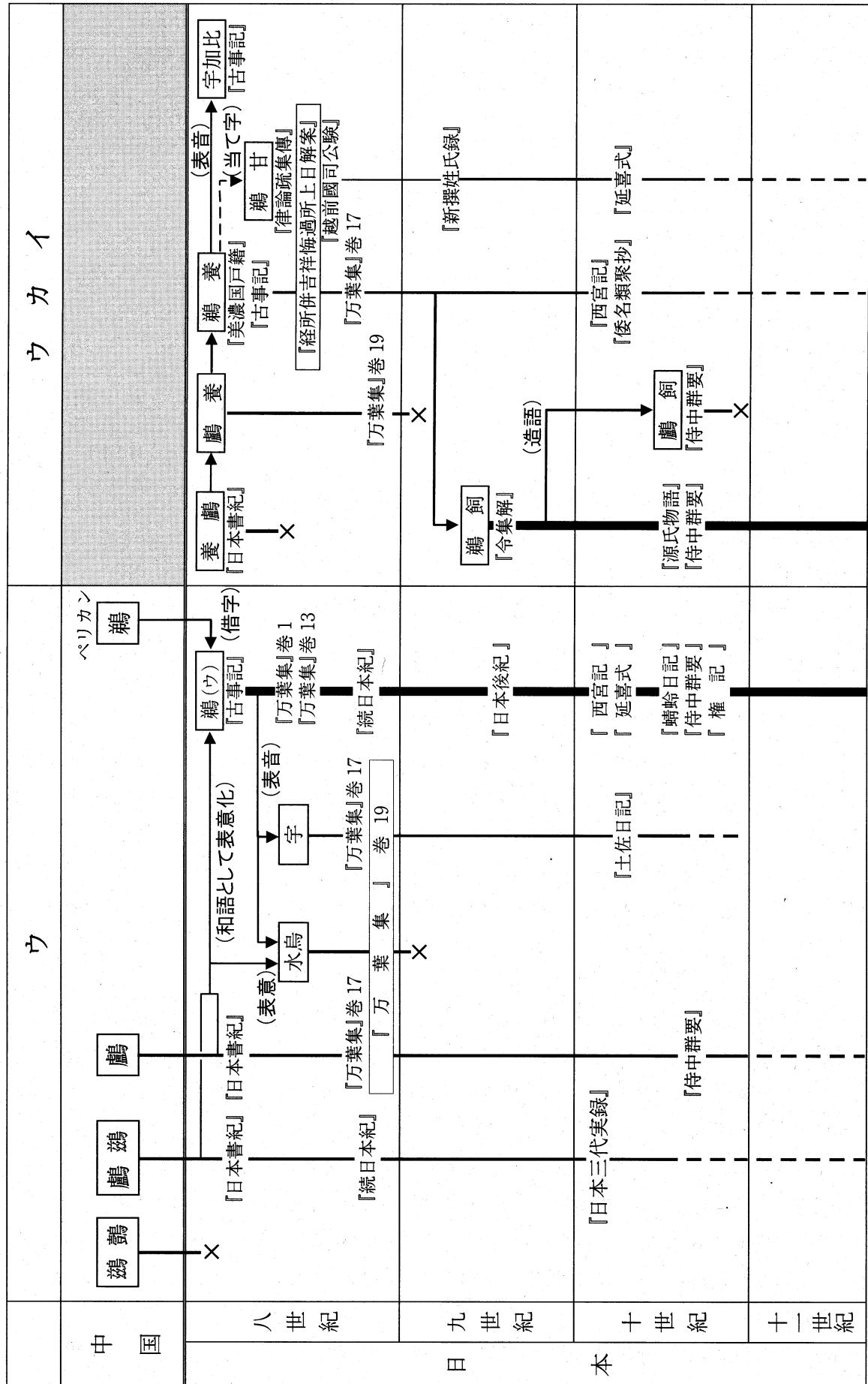


表3 古代のカタカイの用字変遷

から和語的な「鷦養」が胚胎、それとほぼ併行するかたちで「飼」字の採用があり、「鷦養」の語句が成立したと考えるのが型式学的な変遷として相応しい。その後、カイについては、「飼」字が専用され、「鷦飼」の文言が確立する。この養から飼への変転については、平安時代に入ってのことと先記したが、その理由については、なお明らかでない。

4. ウカイとタカカイ・トリカイ、そしてウマカイ

ウカイの「養」と「飼」にかかる用語の変転状況については、タカカイやトリカイの用語にも見受けられるので、ここでは要点をふまえ簡述しておく。タカカイでは『筑後國正税帳』(正倉院文書)の天平十(738)年の大宰府に関する記録にある鷦養卅人や『越前國司公驗』(正倉院文書)41の天平宝字八(764)年の間人宿祢鷦養が早い事例で、『六国史』でも天平二十(748)年の阿倍朝臣鷦養から弘仁八(817)年の坂上大宿祢鷦養まで、鷦養を名乗る人物が都合6名分の記載がある。一方、「鷦飼」については、ようやく9世紀末の元慶七(883)年七月五日条の「主鷦司鷦飼卅人」の記載、さらには『侍中群要』の「御覽御鷦事」などにみられる。トリカイについても、『雄略紀』十年条の鳥養部、『舒明紀』四(632)年条の勝鳥養をはじめ、『続日本紀』天平元(729)年条の藤原朝臣鳥養や、その後の10世紀段階の『延喜式』においても攝津国鳥養牧などとあるが、もっとも早い「鳥飼」の用語は『三代実録』にある貞觀八(866)年の鳥飼神の叙位記録である。

ちなみにウマカイについては、「養」字が天平十(738)年の文馬養、「甘」字が天平宝字八(764)年の経所等解案40の領上馬甘として検証されるものの、そのこと以上に『雄略紀』二十三年条の大津馬飼、『継体紀』元年条の河内馬飼首荒籠など、8世紀段階の編纂物から「飼」字を使用している点が、ウカイ、タカカイ、トリカイの「飼」字の扱いと大きく異なる。いまトリカイは暫くおくとして、律令期の早い段階にあっては、ウカイ・タカカイとウマカイにかかるカイの字句の取り扱いには明確な差異があったということである。それは鳥と馬という躯体の大きさや動物の種類による飼育法の違い、あるいは儀礼・儀式での関わり方の違いが反映した結果なのかも知れない。いずれにしても、9世紀以降、とくに『侍中群要』以後の史料に端的に示されるように、ウカイとタカカイは先行して「飼」字を用いていたウマカイにならって、「養」字を「飼」字に速やかに変更していったことがうかがえる。

おわりに

以上にみたウとウカイの用字や文献の検討の結果、まず意外だったのは古代の中国にはウカイそのものの名辞はもとより、時々の政権中枢にかかるウカイ儀礼そのものがうかがえなかつたことである。また列島におけるウカイについては、律令時代を通して各地から贊の貢進などにともなうウの調達の状況、さらには律令政府主導によるウカイやウカイ儀礼が垣間見え、一定の整理ができたのは幸いだった。とくに注目するのは、世界的にも特異で希有な存在と考えられる王権祭祀に組み込まれたウカイ儀礼で、その成立過程の追究には、古墳時代のウカイの実態解明が不可欠なことになろう。ただし、具体的なアプローチについては小稿で示した文献資料ではとてもおぼつかず、形象埴輪などの考古資料の検討において、ほかにないことをあらためて認識した。まさに小稿はその予察として提示したものであり、後考に期したいと思う。

小稿の執筆ならびに史料の探索にあたっては、以下の方々の教示と協力を得た。記して感謝申しあげる。

井坂武男、鐘ヶ江一朗、清水亜弥、土山公人、西本幸嗣、町田章。

註

- (1)拙稿「第二章 6 古代における淀川の鵜飼」『繼体天皇 二つの陵墓、四つの王宮』新泉社 2008
- (2)ここでは列島、中国大陸とも、10世紀末を一応の区切りとし、資料が爆発的に増大する11世紀以降は割愛した。ただし、淀川流域にかかわる部分については、11世紀代までの史料を適宜に取りいれた。
なお管見では、古代朝鮮半島でのウカイ漁の記録は認められなかった。
- (3)以下の文献及び史料を参考にした。可兒弘明『鵜飼』1966、網野善彦「鵜飼の歴史」『岐阜市史』1977、ベルトルト・ラウファー（小林清市訳）『鵜飼 中国と日本』1996、鈴木真弓1993『西宮記 第二』改訂増補故実叢書7巻、目崎徳衛『侍中群要』1985、国書刊行会「第5宇治關白高野山御參詣記」「第7侍中群要」「続々群書類從」1978、『増補史料大成』第四卷（権記1）同刊行会1965、『全唐詩』中華書局1960、『説文解字注』上海古籍出版社1981、『十三經注疏』芸文印書館1965、『徐時儀校注、一切經音義、三種校本合刊』上海古籍出版社2008、『後漢書 卷六十上馬融列伝』中華書局1973、『隋書 卷八十一列伝第四十六東夷』中華書局1973のほか、『正倉院文書』、『新訂増補國史大系』、『日本古典文学大系』等を参照した。
- (4)ラウファー前掲文献による。
- (5)江戸時代には丹後の『丹哥府志』、岐阜の『本草正譌』『濃陽志畧』などの地誌の類で鷦鷯が採りあげられている。
- (6)杜甫の詩にある「家家養烏鬼 頓頓食黃魚」の烏鬼を鷦鷯とみる意見もあるが、黃魚はチョウザメであり、魚体の大きさからウが食す対象にはならない。ここは烏鬼をウに限定すべきでないとする可兒の見解に従う。
- (7)『古事記』にある鶴河の地名譚は、当然、このウカイを意味するウカワとは異質のものである。
- (8)ペリカンの和語は古来、伽藍鳥と呼ばれ、永享二（1430）年に京都伏見の舟津で捕えられたのが最古の記録とされている。